

職員のワーク・ライフ・バランス推進計画の実施状況

目黒区では、職員の生活と仕事の両立と調和を支援するとともに、すべての職員が活躍できる環境づくりに取り組んでいくため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定しています。

1 令和6年度の実施（主なもの）

- ・テレワークの本格実施
- ・高齢者部分休業の導入
- ・夏季休暇取得可能期間の拡大

2 次世代育成支援推進のための休暇等の取得状況の公表

【区職員】

休暇等の区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	18人	106人	25人	105人	31人	112人
	0人	9人	0人	4人	1人	3人
育児短時間勤務	0人	0人	1人	2人	0人	3人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
部分休業 (育児)	4人	68人	5人	81人	8人	79人
	0人	1人	0人	1人	0人	0人
妊娠出産休暇		50人		53人		69人
		6人		1人		6人
妊娠症状対応休暇		8人		11人		8人
		1人		0人		1人
母子保健健診休暇		37人		39人		42人
		9人		2人		5人
妊婦通勤時間		46人		44人		43人
		3人		2人		3人
出産支援休暇	18人		22人		30人	
	2人		0人		1人	
育児参加休暇	21人		21人		25人	
	2人		0人		1人	
育児時間	0人	13人	1人	14人	0人	8人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
子の看護等休暇	102人	97人	120人	127人	141人	129人
	2人	23人	2人	30人	2人	22人
不妊治療休暇	0人	9人	2人	8人	3人	8人
	0人	0人	0人	0人	0人	1人
短期の介護休暇	35人	36人	47人	36人	45人	50人
	5人	47人	9人	62人	11人	69人
介護休暇	0人	6人	1人	2人	1人	4人
	0人	5人	0人	3人	0人	1人
介護時間	0人	1人	0人	2人	1人	2人
	0人	1人	0人	0人	0人	0人
高齢者部分休業					1人	0人
					0人	0人

※各項目上段は常勤職員、下段 は会計年度任用職員人数

※高齢者部分休業は、令和6年度から制度開始

【都費教職員】（令和 6 年度分未更新）

休暇等の区分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	1人	45人	2人	49人	6人	48人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
育児短時間勤務	0人	1人	0人	1人	0人	1人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
部分休業	1人	3人	0人	3人	0人	8人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
妊娠出産休暇		30人		31人		33人
		0人		0人		0人
妊娠症状対応休暇		7人		11人		10人
		0人		0人		0人
母子保健健診休暇		18人		23人		18人
		0人		0人		0人
妊婦通勤時間		1人		2人		4人
		0人		0人		0人
出産支援休暇	3人		13人		11人	
	0人		0人		0人	
育児参加休暇	5人		6人		9人	
	0人		0人		0人	
育児時間	0人	3人	0人	2人	0人	1人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
子の看護休暇	42人	77人	47人	81人	61人	100人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
病気休暇（不妊治療）	0人	0人	0人	1人	0人	2人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
短期の介護休暇	9人	16人	7人	23人	7人	32人
	1人	2人	0人	1人	0人	0人
介護休暇	0人	1人	0人	2人	2人	1人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護時間	0人	0人	0人	1人	0人	1人
	0人	0人	0人	1人	0人	1人

※各項目上段は常勤職員、下段 は会計年度任用職員人数

※病気休暇（不妊治療）は、令和 4 年 1 月 1 日から制度開始

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項及び第 21 条に基づく実施状況の公表

○ 職業生活に関する機会の提供

(1) 管理職の人数と割合（各年度 4 月 1 日現在）

		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
部長級	人数	21 人	7 人	20 人	7 人	15 人	5 人
	割合	75.0%	25.0%	74.1%	25.9%	75.0%	25.0%
課長級	人数	43 人	12 人	44 人	14 人	47 人	16 人
	割合	78.2%	21.8%	75.9%	24.1%	74.6%	25.4%
合計		64 人	19 人	64 人	21 人	62 人	21 人
全体割合		77.1%	22.9%	75.3%	24.7%	74.7%	25.3%

(2) 採用者の割合（各年度 4 月 1 日）

	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
採用者数	29 人	57 人	53 人	57 人	43 人	70 人
割合	33.7%	66.3%	48.2%	51.8%	38.1%	61.9%

※年度途中採用は含まない。

※任期付職員、派遣、転入、会計年度任用職員は含まない。

※幼稚園教諭を含む。

(3) 職員の給与の男女の差異

ア 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.0%
全職員	89.1%

※給料又は報酬（本給）の支給がない月は、職員数の算定に含めない。

※短時間勤務やパートタイムの職員については、所定勤務時間に応じて職員数を換算している。

イ 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

「任期の定めのない常勤職員」の給料については、区の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(ア) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	111.4%
本庁課長相当職	96.0%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	98.0%

※給料の支給がない月は、職員数の算定に含めない。

(イ) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.0%
31～35年	97.0%
26～30年	100.0%
21～25年	81.3%
16～20年	90.7%
11～15年	82.1%
6～10年	92.5%
1～5年	93.8%

※給料の支給がない月は、職員数の算定に含めない。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

○ 職業生活と家庭生活との両立

(1) 男女別の育児休業取得率

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
当該年度内に新たに育児休業取得可能となった職員 (A)	25人	44人	28人	39人	35人	56人
	1人	6人	0人	1人	1人	2人
育児休業取得者数 (B)	15人	44人	21人	39人	25人	56人
	0人	6人	0人	1人	1人	2人
育児休業取得率 (B)/ (A)	60.0%	100%	75.0%	100%	71.4%	100%
	0%	100%	—	100%	100%	100%
育児休業平均取得月数	4.4月	16.3月	3.5月	18.7月	3.3月	18.7月
	—	8.3月	—	10.0月	3.0月	13.0月

上段は常勤職員、下段 は会計年度任用職員人数

(2) 年次有給休暇の平均取得率及び平均取得日数

	令和4年	令和5年	令和6年
平均取得率	39.9%	44.9%	45.3%
平均取得日数	14.4日	16.0日	15.8日

※年次有給休暇は、各年1月1日から12月31日までの暦年で取得

※暦年で全期間を在職した職員で算出（年度途中の採用・退職、休職等取得者、再任用短時間勤務職員、幼稚園教諭、会計年度任用職員等は除く。）

※年次有給休暇の最大付与日数は暦年で40日